

申告期間

2/16(月)～3/16(月)

# 税の申告はお早めに

税金は、福祉や防災などの行政サービスを行うための重要な財源です。そのうち住民税は、特別区民税と都民税を合わせたもので、令和8年1月1日現在、区内在住の方を対象に、令和7年中の所得に対して、同8年度に課税されます。申告書は自分で作成し、早めの提出をお願いします。

課税係／2階  
☎(3228)8913  
FAX(3228)5456

## 特別区民税・都民税(住民税)の申告は郵送で区役所へ

申告が必要と思われる方へ、「令和8年度特別区民税・都民税(住民税)申告書」を2月6日に郵送します。同封の「申告の手引き」を参考に必要書類を用意し、申告書を作成して、郵送で課税係へ提出してください。  
☆昨年中に転入した方には、申告書を郵送していません。必要な方は、区HPからダウンロードするか、下記の配布場所で受け取りを。マイナンバーカードをお持ちの方はeLTAXでも申告できます



## 個人事業税の申告は都税事務所へ

新宿都税事務所 ☎(3369)7154

個人で事業を営んでいる方のうち、所得税や住民税の申告をしない方は、前年中の事業の所得などを3月16日(月)までに都税事務所へ申告してください。

申告場所  
新宿都税事務所(新宿区西新宿7-5-8)  
中野都税事務所(中野4-6-15)

☆中野都税事務所では相談できません

## 所得税などの申告は税務署へ

中野税務署 ☎(3387)8111 ☆自動音声案内

申告はe-Taxからの電子申告のご利用を  
e-Taxから申告する場合は、国税庁HP内「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成してください。



▲確定申告書等作成コーナーHP

## 郵送の場合はこちら

送付先  
〒100-8156  
千代田区大手町1-3-3  
東京国税局業務センター大手町分室  
(中野税務署)

## 相談等がある場合は確定申告会場へ

受付日時  
2月16日(月)～3月16日(月)の  
平日午前9時～午後4時  
☆相談開始は午前9時15分  
確定申告会場  
産業振興センター(中野2-13-14)  
☆3月1日(日)も開催。ベルサール渋谷ファースト(渋谷区東1-2-20)で

## 事前予約が必要です

LINEで予約してください。  
☆当日会場でも若干数の相談枠があります  
▲国税庁公式LINEアカウント

## 令和8年度からの住民税の主な変更点

### 給与所得控除の見直し

給与収入金額が190万円以下の場合、給与所得控除額の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられます。

### 扶養控除等の所得要件の改正

扶養控除等の所得要件が、下表のとおり引き上げられます。

対象	所得要件
同一生計配偶者及び扶養親族	合計所得金額が58万円以下
ひとり親の同一生計のお子さん	総所得金額等が58万円以下
勤労学生	合計所得金額が85万円以下

### 大学生年代の子等に関する所得控除(特定親族特別控除)の創設

同一生計の19歳以上23歳未満の親族等(配偶者及び青色事業専従者等を除き、前年の合計所得金額が58万円を超える方)がいる場合に、最大45万円の所得控除を受けられます。



## 対象の方は確認しましょう

### 医療費の通知書は医療費控除の明細になります

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している方へ、医療費の総額などを記載した通知を郵送します。届いたら大切に保管してください。

なお、通知に記載していない月の医療費などは、領収書に基づいて医療費控除の明細書を作成する必要があります。

#### 問合先

医療費控除について=中野税務署 ☎(3387)8111

#### ◆国民健康保険では

令和6年11月～同7年10月に健康保険適用の医療を受けた方で、同8年1月16日現在、区内在住の方(資格喪失している方を除く)が対象。2月上旬に郵送します。

#### 問合先

国保給付係／2階  
☎(3228)5508 FAX(3228)5456

#### ◆後期高齢者医療保険では

対象の方へ、1月下旬に郵送しました。

問合先 後期高齢者医療係／3階  
☎(3228)8944 FAX(3228)5456



## 税の申告 Q&A

Q1 昨年複数の会社で働いていました。  
どのように申告すればいいですか

A1 全ての勤務先から「給与所得の源泉徴収票」を発行してもらい、所得税の確定申告をしてください。所得税の還付を受けられる場合があります

Q2 公的年金収入以外の所得がありました。  
申告は必要ですか

A2 その他の所得がある方は、住民税の申告が必要です。ただし、その他の所得金額が20万円を超える場合や所得税の還付がある場合は、税務署で所得税の確定申告をしてください

Q3 収入が無くても、申告は必要ですか

A3 収入が無い方も、住民税申告書裏面の連絡書欄に記入して区役所へ提出してください。提出しないと税証明書を発行できることや、国民健康保険料などが高くなることがあります

### 障害者控除等の対象になる場合も

障害者相談係／3階 ☎(3228)8956 FAX(3228)5662

満65歳以上の方は、障害者手帳をお持ちでなくても、寝たきりまたは認知症などの状態により、障害者控除、特別障害者控除の対象となる場合があります。申告には、区が発行する「障害者控除対象者認定書」が必要です。

#### ◆医療費控除の対象となる在宅サービス費用もあります

医師との適切な連携の下に行われた身体介護を伴う居宅介護や重度訪問介護等の障害福祉サービスを受けると、その費用が医療費控除の対象となることも。申告には、サービス提供事業者発行の「障害福祉サービス等利用料領収証」が必要です。

### 介護保険で控除の対象になるか確認を

介護保険料は社会保険料控除の対象です。また、介護サービスのうち、医療系サービスを利用している方は、利用料の一部が医療費控除の対象になります。

問合先 介護保険料=介護資格保険料係 ☎(3228)6537

介護サービス利用料=介護給付係 ☎(3228)6531

☆いずれも区役所3階、FAX(3228)5620